

## 別表二十付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、法第82条第4号《定義》に規定する特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が国際最低課税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合に記載します。
- 2 「(5)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額6」の欄は、構成会社等（法第82条第13号に規定する構成会社等をいいます。以下2から4までにおいて同じです。）が法第82条の2第1項第1号ロ《国際最低課税額》に掲げる構成会社等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))3」の金額に令第155条の37第3項第1号《帰属割合の計算等》に定める割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 3 「帰属割合12」の欄は、構成会社等が法第82条の2第1項第2号イに掲げる恒久的施設等（法第82条第6号に規定する恒久的施設等をいいます。4及び6において同じです。）に該当する場合には、「100」と記載します。
- 4 「(13)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額14」の欄は、構成会社等が法第82条の2第1項第2号ハ又はニに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))11」の金額に令第155条の37第5項又は第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 5 「(21)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額22」の欄は、共同支配会社等（法第82条第15号に規定する共同支配会社等をいいます。以下5及び6において同じです。）が法第82条の2第1項第3号ロに掲げる共同支配会社等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))19」の金額に令第155条の37第9項において準用する同条第3項第1号に定める割合を乗じて計算した金額を記載します。
- 6 「(29)のうち他の構成会社等に帰せられる部分の金額30」の欄は、共同支配会社等が法第82条の2第1項第4号ロに掲げる恒久的施設等に該当する場合に、「(別表二十付表二「16」、「27」又は(「38」+「46」))又は(別表二十付表三(「6」+「11」)、「18」又は(「25」+「29」))27」の金額に令第155条の37第11項において準用する同条第6項に規定する割合を乗じて計算した金額を記載します。